

コンプライアンス行動規範

2022年8月1日

星光PMC株式会社

2006年4月、本規範の制定に際して当時の乗越社長が「会社の業務を行うときも、個人として行動するときも、高い倫理観を保持し、星光PMCの役員および社員としての誇りと確固たる志をかかげ、公明正大に行動しましょう」と宣言されました。

その後を引き継がれた滝沢現会長も、2014年の社長就任時に、「目指すべきゴールは利益自体ではなく、星光PMCグループにかかわる全てのステークホルダーの方々の幸福度の向上」であるという点を強調され、2014年10月に本規範の改定を行いました。

それから8年余りの月日が経ち、今日の当社グループは、KJケミカルズに続く台湾の新綜工業のグループ入りと、ベトナム現地法人の設立もあって、その要員数は700人を超える規模まで成長しました。今後も当社グループは引き続き事業領域の拡大を行っていく所存であり、それに伴い、様々なバックグラウンドを持つ海外も含めた社員数は更に増加していきます。

多様な社員が、企業に課せられた幅広い社会的責任(CSR)に応えつつ事業を運営していくためには、グループ共通の行動規範の存在が極めて重要で、更にその規範は環境変化に即して常にアップデートしていく必要があります。

コンプライアンス行動規範の根底に流れる「倫理観」はいつの時代も変わりませんが、今回の改定の主なポイントは、社員の業務運営に際しての行動の指針をより具体的に明示するべく新たに策定したサステナビリティ基本方針を掲げたことと、社員の更なる多様化を踏まえて、「人権」に関してより詳しく、具体的に記載した点です。

本規範に従った良識と責任ある行動が、星光PMCグループの持続的な成長を支える基礎であることを、グループに属する役職員一人一人が再認識し、引き続き「高い志」を堅持して下さることを切に期待します。

2022年8月1日

星光PMC株式会社
代表取締役社長執行役員 菅 正道

目 次

	(ページ)
1. 星光PMCの誓い	3
(1) 経営理念	3
(2) 経営ビジョン	3
(3) 行動指針	3
(4) サステナビリティ基本方針	4
2. 星光PMCのコンプライアンス体制	4
(1) コンプライアンスとは	4
(2) コンプライアンス部会または委員会の役割	5
(3) コンプライアンス担当役員	5
3. コンプライアンス行動規範の利用方法	6
(1) 利用の心得	6
(2) 定義および適用範囲	6
(3) 確認書の提出	6
(4) 違反行為への対応	6
4. コンプライアンス行動規範	7
(1) 社会への貢献および社会的責務の履行	7
(2) 法令遵守およびフェアな事業活動	8
(3) 環境、安全、製品および省資源	10
(4) 人権の尊重および雇用・労働環境	10
(5) 利益相反行為等の禁止	11
(6) インサイダー取引の禁止	13
(7) 企業情報の積極的開示	13
5. 相談および報告要領	14
(1) 相談または報告のフロー図	14
(2) 相談または報告	16
(3) 相談・報告者等の個人情報の保護	17
(4) 相談、報告に係わる対応および記録	17
6. 確認書の書式	18
・ (参考資料)	
「コンプライアンス行動規範」に関する主要な国際基準、 国内基準、法令、社内規程・マニュアル	19

1. 星光PMCの誓い

私たち星光PMCの役員および社員は、法令・規則や社内規程を遵守するとともに、経営理念、行動指針に則り、事業活動に従事します。

(1) 経営理念

私たちは、新たな技術の創造により、人と環境が共生する豊かな社会の発展に貢献します。

(2) 経営ビジョン

エコテクノロジーで未来を創る

“Explore the Future through Eco-friendly Technology”

私たちは、

- ① 高性能なスペシャリティケミカルズで持続可能な社会に貢献します。
- ② 環境に優しい素材の開発に貢献します。
- ③ 省資源、リサイクルに貢献します。

私たちの製品は印刷物、段ボール等に姿を変えて今の生活を支えています。環境を守り、未来の生活を豊かにする新素材の開発を通じて、持続可能な社会の実現に貢献していきたい、という思いをこのビジョンに込めています。

(3) 行動指針

星光PMCグループは、

- ・新しい価値を創造し、市場やお客様のニーズに応えます。
- ・良き企業市民として、環境、安全、省資源に心を配り、地球環境の改善に貢献します。
- ・グローバル企業として、各国の法を遵守し、フェアな事業活動を行います。
- ・ステークホルダーに対して、適時に、適正で、公平な情報開示を行います。
- ・社員の個性と人権を尊重し、明るく、自由で、活力ある企業風土を創ります。

(4) サステナビリティ基本方針

星光PMCグループは、経営ビジョンである「エコテクノロジーで未来を創る」に基づいた事業活動(*)を通じて、環境・社会の持続可能性向上に貢献しつつ、自らも持続的に発展することで、グローバルに企業価値向上を目指します。

星光PMCグループは以下の5項目を意識した事業活動を推進します。

- ①地球環境への配慮とリスクマネジメント
- ②新たな技術の創造による環境・社会・経済的価値の創出
- ③人権・ダイバーシティの尊重、安全・健康への配慮を通じた働きやすい環境・風土
- ④ステークホルダーとの対話と価値協創による良好な関係構築
- ⑤法令遵守と適正なグループガバナンス

(*) 星光PMCグループは、D I Cグループの一員として、国連グローバル・コンパクトの10原則の実現を目指し、ISO26000（企業の社会的責任）のガイドラインも尊重しつつ、事業活動を進めています。

2. 星光PMC のコンプライアンス体制

(1) コンプライアンスとは

「コンプライアンス」とは、一般に、「法令遵守」という意味で使われることが多いのですが、辞書を引いても法令遵守や企業倫理という言葉は出てきません。

「コンプライアンス (Compliance)」とは、「(要求・命令などへの) 応諾、服従」とか「遵守、承諾」などと訳されます。

企業の活動には、顧客、取引先、株主、投資家、地域社会、行政機関、従業員など様々な利害関係者(ステークホルダー)が存在し、様々な要求をしてくる。

特に、企業の社会的責任を重視する視点からは、法令遵守、環境保護、人権・労働者・消費者保護など幅広い社会的責任(「CSR」(Corporate Social Responsibility))にまで拡大した対応を求められています。

私達は、これらの要求や要望、信頼や期待に応える必要があるわけですが、コンプライアンス行動規範(以下本規範という)においては、

“ 「コンプライアンス」とは、「法令遵守」のみならず、「公正・透明な事業活動を行い、利害関係者の信頼・期待に応えること」 ”

と定義します。

(2) コンプライアンス部会または委員会の役割

1) 星光PMC本社のコンプライアンス部会

星光PMC本社は、サステナビリティ委員会規程に基づきコンプライアンス部会を設置します。

コンプライアンス部会の役割は、次の通りです。

- ① 星光PMCグループのコンプライアンス体制の構築、維持、管理ならびにこれらに係る支援、指導。
- ② 本規範の制定改廃に係る原案の策定。
- ③ コンプライアンスについての教育、研修および啓蒙活動。
- ④ コンプライアンス実施状況のモニタリング。
- ⑤ 問題発生時の調査および対応。

2) 星光PMCグループ子会社のコンプライアンス委員会

星光PMCグループ子会社は、それぞれの社内にコンプライアンス委員会を設置します。

- ① コンプライアンス委員会の構成
委員長 社長または総経理
委員 子会社： 社長または総経理が任命する者
日本本社： 星光PMC本社コンプライアンス担当役員またはその他任命を受けた者
事務局 子会社管理部総務担当
- ② コンプライアンス委員会での審議・報告事項
 - ・ 子会社におけるコンプライアンス遵守状況および相談窓口への相談・報告事項の報告
 - ・ その他コンプライアンスに関し、経営レベルで審議すべきと考える事項の審議
- ③ コンプライアンス委員会の開催
原則として毎年1月と7月に定例委員会を開催し、重要案件が発生した場合には随時、臨時委員会を開催する。

(3) コンプライアンス担当役員

星光PMC本社のコンプライアンス責任者は、社長の委嘱を受けたコンプライアンス担当役員とし、原則として、星光PMC株式会社 管理本部長がこれに就きます。コンプライアンス部会の部会長は星光PMC株式会社コンプライアンス担当役員がこれに就きます。

子会社においては、社長（中国および台湾現地法人においては総経理）がコンプライアンス担当役員となります。

3. コンプライアンス行動規範の利用方法

(1) 利用の心得

本規範は、星光PMCのコンプライアンスを具体化したものです。本規範は、星光PMCの全員が日常の業務を遂行するにあたって遵守すべき行動基準を定めた手引きです。

皆さんが仕事の上で判断に迷った場合には、本規範に従い判断してください。また、判断が難しい場合には、上司またはコンプライアンス担当役員・常勤監査役・総務部長・総務部人事担当で構成される内部通報窓口（以下窓口）に相談してください。

(2) 定義および適用範囲

本規範において、「星光PMC」とは、星光PMC株式会社および星光PMC株式会社の子会社（海外子会社を含む）を意味します。

また、本規範は、星光PMCの全ての取締役およびその他の役員、社員、派遣社員、嘱託、パート、コンサルタントならびに業務委託契約に基づき星光PMCの業務に従事する者等（以下総称して「星光PMC社員」という）に対し適用されます。

ただし、海外の現地法人であって、この行動規範と関係国の法令関連法規等とが整合しない場合には、必要に応じ、コンプライアンス担当役員の承認を得て、一部改変することが出来ます。

(3) 確認書の提出

星光PMC社員は、本規範を遵守するとともに、それを確実なものとするため、本規範を熟読・理解したうえで添付の確認書に署名し、星光PMC社長に提出してください。

(4) 違反行為への対応

本規範に違反する行為を発見した場合や違反する恐れのある場合には、上司または窓口へ報告または相談してください。

本規範に違反した場合には、就業規則等により処分される場合があります。

4. コンプライアンス行動規範

(1) 社会への貢献および社会的責務の履行

- 1) 経営理念、行動指針に則り、公正・透明で倫理的な事業活動を行い、社会に貢献します。
 - ・ 星光PMCは、高い倫理観と社会規範に従い、公正で透明な事業活動を行います。
 - ・ 星光PMCは、事業活動を行う地域社会の発展に貢献するよう努力しなければなりません。
- 2) 国の内外を問わず、法を遵守して行動します。
 - ・ 星光PMC社員は、事業活動を行うにあたっては、国内、海外を問わず、法令を遵守して行動します。
- 3) 市民社会の一員として、公正な社会規範を尊重し、良識を持って行動します。
 - ・ 星光PMC社員は、社会規範および価値観を尊重します。国内、海外を問わず、社会的、宗教的、文化的な慣習および価値観を尊重して活動します。
- 4) 反社会的要求には、断固とした姿勢で臨みます。
 - ・ 星光PMC社員は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動に障害となる反社会的な活動や勢力とは対決し、関係を一切持つてはなりません。また、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、金銭などによる安易な妥協をしてはいけません。
- 5) 本規範に違反する行為が星光PMCにとって「利益」をもたらすものであっても、本規範に違反する行為は決して行いません。
- 6) 本規範に違反する行為が発見されたときは、直ちに報告するとともに、原因究明、再発防止に努めます。
 - ・ 星光PMC社員は、違反行為を知った場合には、適切な措置を講じ、直ちにその事実を報告しなければなりません。
 - ・ 違反行為を犯した者に対しては、就業規則等により厳正に処分するとともに、必要な場合には、違反行為および違反者に係る情報の公表や当局への通知を行います。

(2) 法令遵守およびフェアな事業活動

1) 星光PMCは、財務報告の信頼性を確保するため、公正妥当な会計基準、税法および経理規程を遵守します。

- 星光PMCは、上場会社として連結ベースの有価証券報告書の作成、提出を義務付けられていることを自覚し、D I C株式会社（以下D I Cという）が定めた「連結グループ会社経理基準」を遵守します。
- 星光PMC社員は、関係法令および一般的に公正妥当と認められた会計基準並びに経理規程に則り、会計帳簿や計算書類を作成しなければなりません。
- 星光PMC社員は、全ての関係税法を遵守するとともに、税務申告を適正に行い、脱税行為を行ってはなりません。
- 星光PMCは、財務報告の信頼性を確保するため、内部統制システムを整備するとともに、経理規程に基づいて適正な経理処理がなされているか、また、不正を防止する仕組みが適切に整備され機能しているかを確認するため、内部監査を行います。
- 星光PMCのグループ会社間における取引は、税法上の観点から、独立企業間原則に基づき行われなければなりません。
独立企業間原則とは、各企業が独立法人としての立場に立ち、各自が独立した法的責任を負い、相互に関連性のない企業として取引を行うことを意味します。

2) 独占禁止法および関係法令を遵守します。

- 星光PMCは、市場において公正な競争を行い、独占禁止法等の関係法令を遵守しつつ活動します。
- 星光PMC社員は、価格協定（カルテル）、談合入札、顧客・仕入先・地域・商圈等の割当による市場分割、その他競争を阻害する独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法、その他関連法規に違反するような事業活動を行わず、公正な商取引を行います。

3) 会社または第三者が所有する知的財産権、企業秘密に係わるルールを遵守します。

- 星光PMC社員は、特許、実用新案、意匠、商標、著作権、営業秘密、ノウハウ等の知的財産権に関する会社の規程を常に遵守しなければなりません。
- 星光PMC社員は、会社の秘密情報（例えば、技術情報、製造ノウハウ、製品処方、組成、開発品サンプル、顧客情報など）を許可なく第三者に開示したり、社外に漏洩してはなりません。
また、取引の必要上により会社の秘密情報を第三者に開示する場合には、必

- ず秘密保持契約を締結しなければなりません。
- 星光PMC社員は、第三者の所有する知的財産権や秘密情報を尊重し、当該第三者の法的権利を侵害する行為を行ってはなりません。
 - 星光PMC社員は、第三者の秘密情報を違法または不正手段により入手したり利用してはなりません。
 - 星光PMC社員は、コンピュータソフトウェアに関する著作権を尊重し、その使用およびコピーに係る関係法令を遵守しなければなりません。
 - 星光PMC社員は、コンピュータウイルスの感染、拡散を防止するため、業務上個人のパソコンを社内外で使用したり、私的なソフトを会社のパソコン等にインストールしてはなりません。
 - 星光PMC社員は、職務上知り得た会社の機密や秘密情報については、会社退職後といえども秘密として保持し、第三者に漏洩したり、自らまたは第三者のために利用するなど会社の利益を侵害してはなりません。
- 4) 法令による規制の有無に拘らず、市場競争を公正かつ倫理的に行い、不公正もしくは非倫理的な営業活動を行ってはなりません。
- 星光PMCは、製品の製造者、原産地、内容、品質等について、第三者に誤認を与えるような意匠、ラベルを用いてはなりません。
- 5) 国際取引を行うにあたっては、日本および相手国の輸出入関係法令を遵守し、公正かつ倫理的に行います。
- 星光PMC社員は、貿易に関する諸法令および国際条約等を遵守し、適切な輸出入手続きを行わなければなりません。
 - 星光PMC社員は、国際的な平和と安全維持のため、安全保障貿易規制およびその他の国際貿易規制とともに取引相手国の国内法規を遵守しなければなりません。
 - 星光PMC社員は、国内、海外を問わず、公務員や政府関係者に対する贈収賄行為、脱税行為、不当廉売（ダンピング）、原産地の虚偽表示などの行為を行ってはなりません。
- 6) 星光PMCは、個人情報については、その保護に留意し、正当な理由なく第三者に開示してはなりません。また、紛失、改ざん、漏洩等がないよう、個人情報の保護に関する法令、社内規程を遵守し、適正に管理しなければなりません。

(3) 環境、安全、製品および省資源

1) 星光PMCは、環境、安全および製品を利用する人々の健康を守ることが、
良き企業市民としての責務であると認識しています。

- ・ 星光PMCは、製品の開発から、使用、廃棄にいたる全ての過程において、
環境保護、安全、健康の確保ならびに省資源、省エネルギーに努めます。
- ・ 星光PMCは、事業活動の遂行にあたり、環境への負荷や生態系への影響に
配慮するとともに、事業活動に伴って発生するあらゆる排出物、廃棄物を管理
し、抑制します。
- ・ 星光PMCは、環境に調和する製造技術、製品、サービスの研究開発に注力
します。
- ・ 星光PMC社員は、製品が安全かつ適切な取扱いがなされるよう、顧客に対
し必要な全ての情報を提供するよう努めなければなりません。
- ・ 星光PMC社員は、国内、海外を問わず、環境、安全、健康、防災に係る関
係法令および社内規程を遵守し、問題発生防止に努めなければなりません。
- ・ 星光PMC社員は、会社の施設、設備および製品またはサービスに関連して
事故等が発生した場合には、損害や被害など社会的リスクを最小に止めるよう
適切な対応をしなければなりません。

(4) 人権の尊重および雇用・労働環境

1) 星光PMCは、グローバルな事業活動を展開していく上での基本事項とし
て、人権を尊重し、『世界人権宣言』に定める「すべての人間は、生まれなが
らにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」ことの自覚に
基づき、公正で社会から信頼される企業を目指すことで、企業としての責任
を果たします。

- ・ 星光PMC社員は、人権を尊重し、性別、性的指向、性自認、年齢、国籍、
人種、民族、宗教、信条、社会的地位、出身、心身の障害、政治的見解、婚姻
の有無などに基づく差別を行ってはなりません。
- ・ 星光PMCは自らの事業活動に関連した人権に対する負の影響を回避・軽減
するために、どのように対処するかについて責任をもつ、という人権デュー・
デリジェンス・プロセスの考え方に基づき行動するように努めなければなり
ません。

2) 星光PMCは、職場に働く全ての人の安全、衛生を確保し、働きやすい
環境を作り上げます。

- 星光PMCは、あらゆる国・地域における全ての事業活動において、一切の強制労働、児童労働を禁止します。
- 星光PMC社員は、労働環境の安全および衛生に係る法令および社内規程を遵守し、職場に働く全ての社員および協力会社社員等の安全、衛生を確保しなければなりません。
- 星光PMC社員は、互いに協力し、快適で安全な労働環境作りに協力しなければなりません。

3) 星光PMC社員は、お互いの人権を尊重し、相手の立場を考えて行動するとともに、差別、嫌がらせ（ハラスメント）を行ってはなりません。

- 星光PMC社員は、性的な言動により、他人に不快な思いを与え、または、職場環境に悪影響を及ぼすなど、性的嫌がらせ（セクシャルハラスメント）となる行為を行ってはなりません。
- 星光PMCは、職場における脅迫、恐喝的言動、誹謗、中傷的発言その他これ等に類する暴力行為・嫌がらせ・パワーハラスメントを禁じます。
- 星光PMCは、妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由とした、解雇、減給、不利益な配置転換、契約を更新しない（契約社員の場合）といった行為（マタニティハラスメント）を禁じます。

4) 星光PMC社員は、法令や社会規範を遵守するとともに、自分の行動に責任を持たなければなりません。

(5) 利益相反行為等の禁止

- 1) 星光PMC社員は、誠実に会社の業務を遂行し、会社の利益に反する行為を行ってはなりません。**
 - 星光PMC社員は、会社の名誉や信用を傷つけるような行為をしてはなりません。
 - 星光PMC社員は、会社の設備、資産、社員および業務時間を会社としての事業行為以外に使用してはなりません。
 - 星光PMC社員は、会社の許可なく他の職業に従事し、他社のコンサルタント、顧問、社員あるいは取締役、執行役員、監査役等の役員に就任したり、会社における職務以外の事業活動を行ってはなりません。
 - 星光PMC社員は、個人の利益と会社の利益が相反するときは、会社の利益を優先させなければなりません。会社と利益の相反する可能性のある行為を行うときは、法令または諸規程に定められた所要の承認または許可を得た上で行わなければなりません。

- 星光PMCの社員は総務部長の事前の書面による承認、星光PMCの役員は社長および取締役会の事前の承認を得ずに、直接間接を問わず、自己または親族の利益を得る目的で、星光PMC との間で取引を行ってはなりません。なお、「親族」の定義は、各国における関係法令の定める定義に準じるものとしますが、法令がない場合には、配偶者、両親、子供、兄弟、姻戚、おじ、おば、甥、姪、祖父母、孫、その他世帯を同じくする者全てを意味します。
- 星光PMC社員は、業務に関連して行った行為については、権限の範囲外であっても会社に責任が及ぶ可能性のあることを自覚し、定められた権限を超える行為を行ってはなりません。
- 星光PMC社員は、退職する際には、会社に権利が属するものについては返還しなければなりません。また、退職後に不正に利用してはいけません。

2) 星光PMC社員は、公正かつ倫理的に業務に携わらなければなりません。二重帳簿や裏金作りをすることを禁じます。

- 星光PMC社員は、取引先や株主などの全てのステークホルダーとの間で、社会通念を逸脱した金銭、贈物、接待、その他経済的利益の供与など、癒着を生じさせるおそれのある行為を行ってはなりません。
- 星光PMC社員は、常に公私の別を明らかにし、職務上の地位を私的な利益のために使用してはなりません。
- 星光PMC社員は、直接間接を問わず、自国の公務員に対し賄賂等不当な金銭その他の便益を提供してはなりません。
- 星光PMC社員は、外国公務員に関しても上記と同様のルールを遵守しなければなりません。

(6) インサイダー取引の禁止

- 1) 星光PMC社員は、星光PMCまたはDICグループ各社に関する未公表の重要事実を知ったときは、それが公表されるまで厳重に秘密として保持するとともに、その間は、星光PMCおよび上場しているDICグループ会社の株式等を売買してはなりません。

ここでいう重要事実とは、例えば、未公表の決算予想、決算内容、重大な利益・損失の発生、重要契約の締結・終了、他社とのアライアンス、資産の取得・譲渡に係る交渉、新製品の上市、新規技術の開発、その他株価に影響を与える重要情報をいいます。

- 2) 星光PMC社員は、競争業者、取引先等の公開会社（またはその子会社）に関する未公表の重要事実を知ったときは、それが公表されるまで厳重に秘密として保持し、当該競争業者、取引先等の株式等を売買してはなりません。
- 3) 星光PMCの役員および業務上重要情報を知りうる立場にある社員は、星光PMCおよびDICグループ会社の株式等の購入または売却をしようとする場合には、星光PMC管理本部担当役員の承認を得なければなりません。なお、従業員持株会を通じて購入する場合には、インサイダー取引になりません。

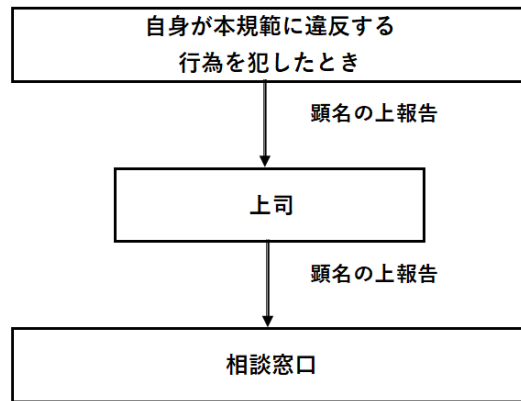
(7) 企業情報の積極的開示

- 1) 星光PMCは、上場会社として、東京証券取引所の「適時開示規則」に従い、経営に関する重要情報を、適時、適切に開示します。
- 2) この重要情報とは、次のようなものをいい、連結ベースの情報を含みます。
 - ・ 星光PMCの取締役会が決議した重要な事項（いわゆる“決定事実”）、例えば、増資の決議、重要な事業または固定資産の譲渡・譲受、監査法人の異動、重要な子会社の異動など
 - ・ 重要な災害等による損害の発生、債権の取立て不能、有価証券の含み損の発生など（いわゆる“発生事実”）
 - ・ 業績予想の修正、配当予想の修正などの“決算情報”
 - ・ 子会社における重要な決定事実および発生事実
- 3) 星光PMCは、経営内容の透明性を確保するため、顧客、株主、取引先、社員、地域社会、行政機関などの利害関係者に対して、迅速で公正な情報開示に努めます。

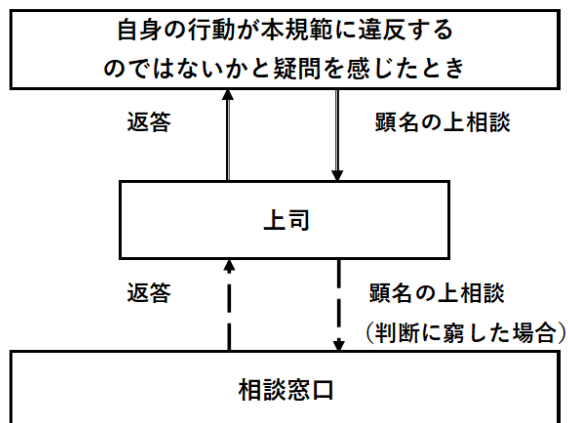
5. 相談および報告要領

(1) 相談または報告のフロー図

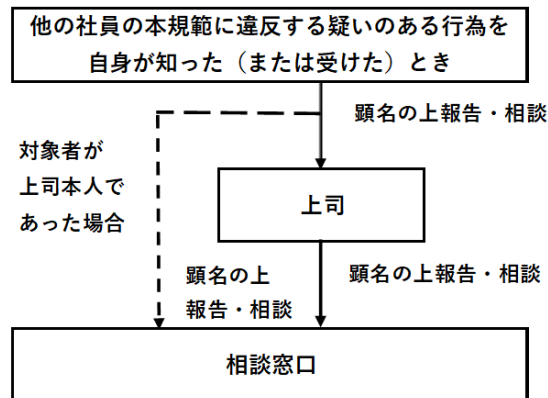
1) 自身が本規範に違反する行為を犯した場合



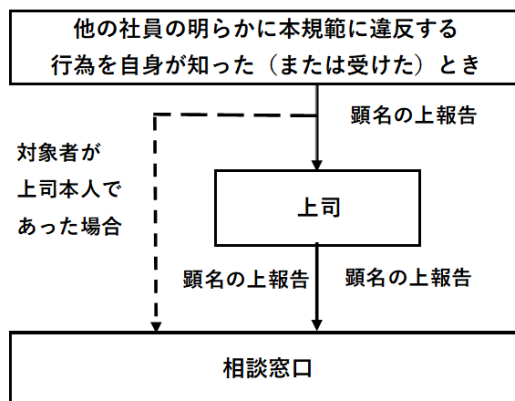
2) 自身の行動が本規範に違反するのではないかと疑問を感じたとき



- 3) 他の社員の本規範に違反する疑いのある行為を自身が知ったとき、または他の社員から本規範に違反する疑いのある行為を自身が受けたとき



- 4) 他の社員の明らかに本規範に違反する行為を自身が知ったとき、または他の社員から明らかに本規範に違反する行為を自身が受けたとき



(2) 相談または報告

- 1) 星光PMC社員は、本規範または本規範に基づく行動について疑問を感じたり、社員と会社との利害が対立したときは、**上司**または**窓口**に原則**顕名**(※)の上で相談しなければなりません。
(※) 「顕名」とは相談者が自分の名前を名乗ることをいいます。匿名での相談も受け付けますが、匿名の場合、問題解決に至らない可能性があることをご承知おき下さい。
- 2) 星光PMC社員は、関係法令または本規範に違反する行為もしくは違反の恐れのある行為を知った場合には、直ちにこれを**上司**または**窓口**に原則**顕名**の上で報告する義務を負っています。
- 3) 星光PMC社員は、関係法令違反の可能性についての調査またはその他関連事項について官公庁から照会があった場合、もしくは当該調査が行われている事実を認識した場合には、これらに対応する前に、**窓口**に報告しなければなりません。

○内部通報窓口

(役職)	(氏名)	(連絡先)
コンプライアンス 担当役員	河野 宏治	東京都中央区日本橋本町 3-3-6 ワカ末ビル 8階 TEL.03-6202-7331 FAX.03-6202-7341 専用メールアドレス： compliance@seikopmc.co.jp (同時に左記メンバーへ配信)
常勤監査役	瀬戸 正顕	
総務部長	柴田 大輔	
総務部人事担当		

(注) 上記は、2022年8月1日現在の役職者です。

(3) 相談・報告者等の個人情報の保護

- 1) 星光PMCは、会社の方針として、法令または本規範に違反する行為に関して相談もしくは報告した社員の氏名等については、秘密として厳守します。

関係法令および社内で定めた内部通報規程（公益通報マニュアル）の規定に基づき、当該社員の個人情報を開示する必要がある場合には、星光PMCは、事前にその社員の承認を得るとともに、開示の範囲を必要最小限に止めます。

- 2) 星光PMC社員は、本規範または法令違反（違反の恐れがある行為を含む）について相談もしくは報告したことによって、解雇および降格、減給その他不利益な取扱いをされることはありません（ただし、自身による本規範または法令違反の案件については除きます）。

星光PMCは、合理的な理由のある相談もしくは報告を行った星光PMC社員に対して、解雇および降格、減給その他不利益な取扱いをすることを一切禁止します。

星光PMCは、悪意によるもしくは虚偽の相談、報告または中傷的な相談、報告がなされた場合には、これを受理しません。

(4) 相談、報告に係わる対応および記録

星光PMCは、窓口に対して、相談または報告がなされた場合には、迅速かつ適切に対応するとともに、相談、報告および対応結果を記録し、3年間保管します。ただし、相談・報告をした社員のプライバシーを侵害しないよう十分配慮するものとします。

6. 確認書書式

年 月 日

星光 P M C 株式会社
代表取締役社長執行役員
菅 正道 殿

私は、コンプライアンス行動規範を熟読し、その内容について理解したことを確認いたします。

所属：

氏名：

以上

(参考資料)

「コンプライアンス行動規範」に係る主要な 国際基準，法令，社内規程・マニュアル

(1) 社会への貢献および社会的責務の履行

- ・ OECD多国籍企業行動指針
- ・ (社)日本経済団体連合会(日本経団連)「企業行動憲章」・「企業行動憲章」実行の手引き
- ・ 公益通報者保護法、会社法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(暴力団対策法)、個人情報保護に関する法律(個人情報保護法)
(社内規程・マニュアル)
- ・ 経営理念、行動指針、サステナビリティ基本方針、倫理規程、就業規則、内部通報規程、個人情報管理規程、公益通報マニュアル、個人情報保護法対応マニュアル、反社会的勢力対応マニュアル

(2) 法令遵守およびフェアな事業活動

- ・ OECD多国籍企業行動指針
- ・ 日本経団連「企業行動憲章」
- ・ 企業会計原則
- ・ 金融商品取引法
- ・ 会社法
- ・ 連結財務諸表規則、財務諸表等規則
- ・ 法人税法、地方税法、消費税法、所得税法
- ・ 東京証券取引所「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」(適時開示規則)
- ・ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(独占禁止法)
- ・ 下請代金支払遅延等防止法(下請法)
- ・ 不公正な取引方法(公正取引委員会告示第15号)
- ・ 特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法
- ・ 不正競争防止法、不当景品類及び不当表示防止法
- ・ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律、特定電子メールの送信の適正化に関する法律、刑法
- ・ 個人情報保護法、公益通報者保護法
- ・ 外国為替及び外国貿易法、輸出入取引法、輸出貿易管理令、毒物及び劇物取締法、関税法
- ・ 国家公務員倫理法、国家公務員倫理規程(平成12年政令第101号)
- ・ ISO26000
(社内規程・マニュアル)
- ・ 行動指針、サステナビリティ基本方針、経理規程、債権管理規程、固定資産管理規程、棚卸資産管理規程、原価計算規程、販売管理規程、中期経営計画・予算管理規程、外注管理規程、購買管理規程、文書管理規程、内部監査規程、出納管理マニュアル、期末決算実施マニュアル、勘定仕訳基準、連結決算実施マニュアル、固定資産実査実施マニュアル、固定資産

管理票取扱マニュアル、売掛金残高確認マニュアル、与信管理運用マニュアル、棚卸実施マニュアル、長期滞留品・不良品取扱いマニュアル、原価計算マニュアル、製造経費配布マニュアル、輸入原料購買マニュアル

- ・ 倫理規程、就業規則、情報管理規程、発明考案等取扱規程、文書管理規程、安全保障貿易管理規程、内部通報規程、個人情報管理規程、公益通報マニュアル、個人情報保護法対応マニュアル

(3) 環境、安全、製品および省資源

- ・ OECD多国籍企業行動指針
- ・ 日本経団連「企業行動憲章」
- ・ 環境基本法、自然環境保全法、大気汚染防止法、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律、水質汚濁防止法、騒音規制法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、環境影響評価法、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、エネルギーの使用の合理化に関する法律、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)
- ・ 毒物及び劇物取締法
- ・ 労働基準法、労働安全衛生法
- ・ 国連グローバル・コンパクトの10原則
- ・ ISO26000
(社内規程・マニュアル)
- ・ 経営理念、行動指針、サステナビリティ基本方針、倫理規程、環境保安全管理規程、安全衛生管理規程、安全衛生委員会規則、製品含有化学物質管理基準

(4) 人権の尊重および雇用・労働環境

- ・ OECD多国籍企業行動指針、世界人権宣言、国際人権規約、ILO国際労働基準、日本経団連「企業行動憲章」、国連グローバル・コンパクトの10原則、ビジネスと人権に関する指導原則
- ・ 憲法、労働基準法、男女雇用機会均等法、障害者雇用促進法、労働安全衛生法、刑法
- ・ ISO26000
(社内規程・マニュアル)
- ・ 行動指針、サステナビリティ基本方針、倫理規程、環境保安全管理規程、安全衛生管理規程、安全衛生委員会規則

(5) 利益相反行為等の禁止

- ・ 会社法
- ・ 国連グローバル・コンパクトの10原則
- ・ ISO26000
(社内規程・マニュアル)
- ・ 行動指針、取締役会規則、監査役会規則、監査役監査基準、倫理規程、就業規則

(6) インサイダー取引の禁止

- ・ 日本経団連「企業行動憲章」

- ・ 金融商品取引法
(社内規程・マニュアル)
- ・ 行動指針、倫理規程、内部者取引防止規程、就業規則

(7) 企業情報の積極的開示

- ・ 日本経団連「企業行動憲章」
- ・ 東京証券取引所「適時開示規則」
(社内規程・マニュアル)
- ・ 行動指針、情報管理規程
- ・ サステナビリティ基本方針

以上